

児童クラブ使用料減免申請書について

児童クラブの使用料については減額・免除の制度がありますが、対象となるのは児童クラブを利用する年度（令和5年度）の前年度（令和4年度）の住民税が非課税の世帯および生活保護受給世帯の方です。

つきましては、課税世帯の方は減免申請書を提出されても減免とはなりませんのでご了承ください。減免申請書の提出は必須ではありませんので、課税世帯であると分かっている場合は提出不要です。

また、きょうだいで同じ月に2人以上のクラブ利用がある場合は、減免申請書の提出をされなくても、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料とさせていただきます。

【減免の適用について】

申請書を提出された翌月分の使用料から適用となります。

（例）5月に提出⇒6月分の使用料から減免対象⇒7月末に引落される金額が減額

対 象	クラブ使用料	申 請	備 考
住民税非課税世帯	半額	要	場合によっては前住所地の非課税証明書の提出が必要となります
生活保護世帯	無料	要	
住民税課税世帯	減免適用なし	不要	きょうだい利用における減額は自動的に適用となります

【判定について】

令和5年度の児童クラブ利用における減免の適用については、令和4年度の課税状況で判定いたしますので、令和4年1月1日に常総市に住民登録がない方は、当市で課税状況の確認ができないため、前の住所地で課税非課税証明書を取得していただき、申請書と一緒にクラブにご提出ください。その後審査をして決定いたしますので、不足書類が無いようにお気を付けてください。

課税状況は、クラブを利用する児童の保護者が属する世帯全員分を確認させていただきます。

減免申請についての問い合わせ先

常総市役所こども課 支援係 菊地・吉江

0297-23-2111（内線1330）